

諮 問 第 6 0 9 号
環 水 大 管 発 第 2402226 号
令 和 6 年 2 月 22 日

中央環境審議会会長
高村 ゆかり 殿

環境大臣 伊藤 信太郎
(公 印 省 略)

農薬取締法第 4 条第 3 項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定等について（諮問）

標記のうち、別紙の農薬に関し、昭和46年 3 月農林省告示第346号（農薬取締法第 4 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第 4 号の環境大臣が定める基準を設定又は改正することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙)

3- (4, 4-ジフルオロ-3, 3-ジメチル-3, 4-ジヒドロイソキノリン-1-イル) キノリン (別名キノフメリン)

r a c- (1 *R*, 2 *S*, 4 *S*)-1-メチル-2- [(2-メチルフェニル) メトキシ] -4- (プロパン-2-イル) -7-オキサビシクロ [2. 2. 1] ヘプタン (別名シンメチリン)

N-ブトキシメチル-2-クロロ-2', 6'-ジエチルアセトアニリド (別名ブタクロール)

2', 6', 8-トリフルオロ-5-メトキシ [1, 2, 4] トリアゾロ [1, 5-*c*] ピリミジン-2-スルホンアニリド (別名フロラスラム)

中 環 審 第 1308 号
令 和 6 年 2 月 26 日

中央環境審議会
水環境・土壌農薬部会
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公 印 省 略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき環境大臣が定める
基準の設定等について（付議）

令和6年2月22日付け諮問第609号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。

諮 問 第 6 1 3 号
環水大管発第2406143号
令和 6 年 6 月 14 日

中央環境審議会会長
高村 ゆかり 殿

環境大臣 伊藤 信太郎
(公 印 省 略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、別紙の農薬に関し、農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙)

4- [(5*S*)-5-(3, 5-ジクロロ-4-フルオロフェニル)-5-(トリフルオロメチル)-4, 5-ジヒドロ-1, 2-オキサゾール-3-イル]-*N*-(4*R*)-2-エチル-3-オキソ-1, 2-オキサゾリジン-4-イル]-2-メチルベンズアミド並びにその(5*R*, 4*R*), (5*R*, 4*S*) 及び(5*S*, 4*S*) 異性体(別名イソシクロセラム)

中環審第1325号
令和6年6月19日

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会
部会長 古米弘明 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公印省略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

令和6年6月14日付け諮問第613号をもって環境大臣より、当審議会に
対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規
定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。